

須崎市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が、須崎市長からあったので、下記のとおり公表する。

令和5年4月21日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

記

《市民課》	
結果区分	「注意事項」
監 査 結 果	
1. 物品一覧表の作成がされていない 令和3年3月から4月にかけて実施された庁内リノベーションにより、物品の入れ替えが行われた。この物品の入れ替えにおいては、令和3年10月19日付、総務課より「物品の管理について」の通知があり、須崎市財産規則第67条3項の規定により物品一覧表を備えるものとなっている。 速やかに作成されたい。	
措置状況	「措置済」
令和5年3月8日付須監発第3号「令和4年度 定期監査所管別意見書」及び須崎市財産規則に基づき、令和5年3月15日、物品一覧表の作成を行った。 次年度以降、物品管理状況の確認を抜かりなく行うこととしたい。	

<div style="background-color: #ADD8E6; padding: 5px;"> << 建設課 >> </div>	
結果区分	「注意事項」
監 査 結 果	
<p>1. 復命書が作成されていない</p> <p style="margin-left: 40px;"> 県外への復命方法が口頭となっている事例が見受けられた。 職員服務規程第13条において「出張した職員は、帰庁後速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、復命書を作成し、提出しなければならない。」となっている。</p> <p style="margin-left: 40px;">職員服務規定に基づき、文書による復命とされたい。</p>	
措置状況	「措置済み」
<p>ご指摘に従い、文書による復命に是正済みです。</p>	